

平成26年第5回朝日町議会定例会会議録(第4号)

平成26年9月25日(木曜日)午前10時00分開議

議事日程(第4号)

- 第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第60号まで及び陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
 - 第 2 陳情
(決定)
 - 第 3 報告第6号
(提案理由説明、質疑)
 - 第 4 推薦第2号
 - 第 5 議員提出議案第7号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第60号まで及び陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
 - 日程第 2 陳情
(決定)
 - 日程第 3 報告第6号
(提案理由説明、質疑)
 - 日程第 4 推薦第2号
 - 日程第 5 議員提出議案第7号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第 1 閉会中継続審査の件
-

出席議員(10人)

- 1 番 清 水 眞 人 君
- 2 番 荒 尾 勇 二 君

3 番 道 用 昭 雄 君
4 番 小 川 慶 二 君
5 番 大 井 光 男 君
6 番 西 岡 良 則 君
7 番 加 藤 好 進 君
8 番 長 崎 智 子 君
9 番 水 野 仁 士 君
10 番 大 森 憲 平 君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	笹原靖直君
副町	長	金島光一君
教 育	長	永井孝之君
まちづくり推進統括 兼商工観光課	監 長	小川雅幸君
企 画 政 策 室	長	小杉嘉博君
総 務 課	長	山崎富士夫君
財 務 課	長	大村浩君
住 民 ・ 子 ど も 課	長	中島優一君
健 康 課	長	清水明夫君
農 林 水 産 課	長	坂口弘文君
建 設 課	長	住吉雅人君
会 計 管 理 者		谷口宗次君
あさひ総合病院事務部長		寺崎昭彦君
在宅介護支援センター所長		宇田速雄君
消 防 署	長	谷口優君
教育委員会事務局長		水島康彦君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	道	用	慎	一
主			任	平	木		敦

(午前10時00分)

開議の宣告

議長(水野仁士君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(水野仁士君) 本日の日程は、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決及び陳情の決定並びに報告第6号 地方自治法第180条による専決処分の件 専決第15号 図書館及び明治記念館整備事業 建築主体工事請負契約変更に関する件 専決第16号 図書館及び明治記念館整備事業 機械設備工事請負契約変更に関する件 専決第17号 図書館及び明治記念館整備事業 電気設備工事請負契約変更に関する件、推薦第2号 朝日町農業委員会の委員推薦の件、議員提出議案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書についてであります。

認定第1号から認定第9号まで及び議案

第54号から議案第60号まで並びに陳情

委員長報告

議長（水野仁士君） これより、今期定例会に上程されております認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算まで及び議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件までの16議案並びに陳情に対する審査結果について、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

最初に、総務産業委員長、西岡良則君。

〔総務産業委員長 西岡良則君 登壇〕

総務産業委員長（西岡良則君） 議長のご指名によりまして、総務産業委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月18日及び22日の両日、午前10時から開催し、議会から付託されました

認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算

認定第4号 平成25年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認定第5号 平成25年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算

認定第6号 平成25年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成25年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算

議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件

以上、7議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

1、北陸新幹線の開業やジオパークの認定に伴い、町の観光資源を最大限に活用した合宿の誘致を推進するなど、観光協会、関係各課が連携を深め、交流人口の拡大と観光振興等に鋭意努力されたい。

2、有害鳥獣対策に関し、電気柵の長期の維持管理の方策を検討するとともに、猟友会との協議・連携を図り、町民の安心・安全に努められたい。

3、空き家の有効活用に関して、ホームページに空き家バンクを掲載するなど、人口・定住対策に努められたい。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長（水野仁士君） 次に、民生教育委員長、長崎智子君。

〔民生教育委員長 長崎智子君 登壇〕

民生教育委員長（長崎智子君） 議長のご指名によりまして、民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月19日・22日の両日、午前10時から開催し、議会から付託されました

認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算

認定第2号 平成25年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 平成25年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成25年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算

議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

議案第55号 平成26年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 朝日町図書館・明治記念館条例制定の件

議案第57号 朝日町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第58号 朝日町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第59号 朝日町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

以上、11議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

1、富山県教育委員会では、中学校卒業予定者数が平成30年以後急速に減少していくと見込まれることから、次の高校再編の議論が必要な状況にあり、「県立高校再編（前期計画）の評価と今後の課題に関する検討委員会」を設置し、議論を進めている。このことから、当町でも県立泊高等学校の存続に向けて、早急に新たな発想から具体的な案を提示し、実行するよう鋭意努力されたい。

次に、陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において、議会から付託されました新規の陳情3件のうち、「手話言語法制度を求める意見書の提出を求める陳情書」については願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。また、「軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」及び「年金・高齢期のくらしと地域経済を守る意見書提出を求める陳情」については、継続審査と決しました。

以上報告申し上げまして、民生教育委員会の審査報告を終わらせていただきます。

質 疑

議長（水野仁士君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

荒尾勇二君。

2番（荒尾勇二君） 私は、議案第57号・58号・59号の件についてお聞きしたいのですが、読んでみますところ、国から示された基準がそのまま適用されているような気がしてならないのです。委員会のほうでは、こういった件について、何か朝日町独自の情報といたしまししょうか、基準というのはつくられたものか、そういったものは出なかったものでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（水野仁士君） ただいまの荒尾勇二君の質疑に対する答弁を求めます。

民生教育委員長、長崎智子君。

民生教育委員長（長崎智子君） 今回上程された3つの条例につきましては、国において制定された子ども・子育て支援など子ども・子育て関連三法により、各市町村において条例で定めるよう義務づけられたものであり、内容的には、いずれにおいても、民間事業者などが新たに各事業を実施する場合の運営に関する基準を定めるもので、国が示している基準どおりの内容であることから、委員会において全会一致で可決されたものであります。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾議員。

2番（荒尾勇二君） そうしますと、委員会のほうでは、そのことについてはあまり問題にはならなかったということでもありますね。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁を求めます。

長崎民生教育委員長。

民生教育委員長（長崎智子君） 当町には、現に事業を実施している民間事業者等はなく、将来的に新規に参入する事業者も当面見受けられないことから、国が示しておられる基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がなく、国が示している基準どおりの内容となっております。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

荒尾議員。

2番（荒尾勇二君） そうしたら、今、そのことだけ聞いておきます。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

議長（水野仁士君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

荒尾勇二君。

〔 2 番 荒尾勇二君 登壇 〕

2 番（荒尾勇二君） 私は、議案第57号 朝日町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第58号 朝日町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、さらに議案第59号 朝日町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について反対し、他の議案 4 件賛成して、陳情 3 件については採択されるべきものと思い、意見を述べます。

まず、議案第57号・第58号は、国の制定した新たな子育て支援制度に基づくものであり、これまでの保育所、幼稚園のあり方を大きく変えるものです。また、議案第59号は、新たに自治体レベルで制定されるものです。都市における保育待機児対策に対応するために、急ぎ作成されたという感が否めず、制度が非常に複雑なものになっております。その結果、設備や運営に関する規定が複雑になっています。

朝日町では、公立の保育所しかなく、大きな問題はないと言われますが、新制度は保育の市場化を目指した保育所改革がその基本につくられたものであり、多くの問題点があります。また、幼保一元化論が議論される中で、保育所と幼稚園を一体化する認定こども園がつけられること、さらに他種類の保育所が設けられることなどが、保護者や幼児にとって混乱の原因になりかねません。

ここに、その問題点の幾つかを挙げます。

まず 1 番目に、保育の市場化に道を開くことになるということでもあります。今まで自治体の責任で保育が行われていたものが、利用者と事業者との直接契約をもとにした現金給付の仕組みがあります。自治体が保育契約に介入できないため、自治体の責任が弱まっていきます。

2 つ目、保育施設、事業によって格差が生まれます。特定地域保育の各事業類型は、保育者の資格要件が幼稚園に比べて緩くなっています。例えば、小規模保育 A 型は全員保育士、B 型は 2 分の 1 以上の保育士、C 型には保育士は必要がない。研修を受けた者なら、保育に携わることができます。心配されるのは、そのことによって保育に関する知識や理解の不足

が生じてくることによる事件あるいは事故があります。

3番目に、保育のプログラムの複雑化、保育の個別化が進みます。新制度の大きな問題点として、保護者の就業状況に基づく認定制度があります。それは保育の必要性和必要量がはかられ、認定されることとなります。その結果、保育時間の異なる幼児が混在し、年齢に応じた子どもの発達保障の保育実践が困難になります。保育プログラムの複雑化、認定に基づく保育による個別化が進みます。また、認定制度に伴い、必要量を超えた保育については超過料金が課され、保護者の保育料の負担が増えます。

問題点はまだまだありますけれども、幼児保育の大きな問題点として、以上の点を示しておきます。

次に、議案第59号について意見を述べます。

まず、問題とされるのは、保育を行う場所の問題です。国は、学校の空き教室や児童館なども可能にしています。しかし、これでは学童保育の目的が達成できるのかが疑問であります。児童館の目的には、健全な遊びを与えることにより、健康の増進及び情操を豊かにすることを目的としております。これに対して、学童保育は、児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るとされています。後者、この学童保育に関しては、生活の場の保障があります。おのずと児童館とは異なってくるものであります。そうしたときに、学童保育も児童館も同じ場所で行われる。あるいは、教育委員会の管轄のもとにある学校施設に福祉事業の目的でそれが利用されるとなると、問題は生じないでしょうか。

登録制度のもと、保育料を払って実施され、学習生活指導が行われる学童保育と、自由に出入りできる児童館との区別は、子どもはできるでしょうか。

児童が安全・安心の保障された家庭的な場として生活習慣を身につける役割を担ったのが学童保育であります。これは明確に区別すべきものと思います。それを曖昧なままにしておくことは、大きな問題があります。

子ども・子育て支援法により保育制度が大きく変わります。それに伴い、各自治体では、条例の制定が急がれています。しかし、国が示してきた基準には多くの問題点があります。それをよく吟味して、国の基準よりも高い水準のものを制定する必要があるのではないのでしょうか。

全国の自治体の中には、例えば札幌市では、B型保育の場合に、保育士を3分の2以上としております。また、京都市では、家庭的保育あるいはC型、居宅訪問型は研修終了後の保育士となるなど、独自の基準を設けております。

今議会での条例の制定は、あまりにも性急だと思います。大切に育てなければならない子どもの保育です。保育関係者や保護者などの意見を聞き、朝日町の特色ある保育体制をつくるべきだと思います。

したがって、私は、今議会に出された3つの案件について反対の意思を表明するものであります。

以上であります。

議長（水野仁士君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（水野仁士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

議案採決

議長（水野仁士君） これより、上程されております

認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算

認定第2号 平成25年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 平成25年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 平成25年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認定第5号 平成25年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算

認定第6号 平成25年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成25年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成25年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成25年度朝日町病院事業決算

議案第54号 平成26年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

議案第55号 平成26年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 朝日町図書館・明治記念館条例制定の件

議案第57号 朝日町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第58号 朝日町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第59号 朝日町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第60号 朝日町営住宅管理条例一部改正の件

以上、16議案について採決をいたします。

先ほどの討論において、議案第57号、議案第58号、議案第59号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

最初に、反対のありました議案第57号、議案第58号、議案第59号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第57号、議案第58号、議案第59号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（水野仁士君） 起立多数であります。

よって、議案第57号、議案第58号、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第56号まで並びに議案第60号の13議案について採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第56号まで並びに議案第60号の13議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（水野仁士君） 全員起立であります。

よって、認定第1号から認定第9号まで及び議案第54号から議案第56号まで並びに議案第60号の13議案については、原案のとおり認定・可決されました。

陳情の決定

議長（水野仁士君） 次に、陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託いたしました陳情3件に対する常任委員会での審査の結果は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

陳情3件について、文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情3件は、文書表のとおり決定いたしました。

陳 情 文 書 表

新規分（3件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	提 出 者	審 査 の 結 果
26. 8.11	26. 9.16	26. 9.22	民生 教育	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災 認定基準の改正などを求める陳情	軽度外傷性脳損傷 仲間の会 代表 藤本久美子	継続審査
26. 9.3	26. 9.16	26. 9.22	民生 教育	手話言語法制定を求める意見書の提 出を求める陳情書	社会福祉法人富山 県聴覚障害者協会 理事長 石倉義則	採 択
26. 9.8	26. 9.16	26. 9.22	民生 教育	年金・高齢期のくらしと地域経済を 守る意見書提出を求める陳情	全日本年金者組合 富山県本部 執行委員長 米谷寛治 黒東支部 支部長 稲葉元一	継続審査

報告第6号

議長（水野仁士君） 次に、報告第6号 地方自治法第180条による専決処分の件 専決第15号 図書館及び明治記念館整備事業 建築主体工事請負契約変更に関する件 専決第16号 図書館及び明治記念館整備事業 機械設備工事請負契約変更に関する件 専決第17号 図書館及び明治記念館整備事業 電気設備工事請負契約変更に関する件を議題といたします。

提案理由説明

議長（水野仁士君） 提案理由の説明を求めます。

笹原町長。

〔町長 笹原靖直君 登壇〕

町長（笹原靖直君） 追加提案理由説明を行います。報告第6号。

平成26年第5回朝日町議会定例会に追加提出をいたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

専決処分についてであります。

報告第6号 地方自治法第180条による専決処分の件 専決第15号 図書館及び明治記念館整備事業 建築主体工事請負契約変更に関する件 専決第16号 図書館及び明治記念館整備事業 機械設備工事請負契約変更に関する件 専決第17号 図書館及び明治記念館整備事業 電気設備工事請負契約変更に関する件は、建築資材の納入のおくれなどに伴い、建築主体工事、関連する機械設備工事、電気設備工事の工期延長が必要になったことから、9月24日付で変更契約の締結を行ったものであります。

なお、オープンにつきましては、当初の予定どおり、11月下旬としております。

議長（水野仁士君） これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時28分）

〔休憩中に、教育委員会事務局長（水島康彦君）が報告第6号について細部説明を行う〕

（午前10時31分）

議長（水野仁士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（水野仁士君） これより、報告第6号に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をしていただくようお願いいたします。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

大森議員。

10番（大森憲平君） 報告第6号、専決第15号・16号・17号の工期の件でございますが、先日委員会で現場を確認してきました。本当にその工期どおりに、間違いなしに完成するのか、再度お伺いいたします。

議長（水野仁士君） 水島教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（水島康彦君） 今、本当に工期どおりに完成するのかというご質問がありました。

この件につきましては、設計監理を行っております設計事務所、あるいは工事関係者と話を詰めて、最終的には、機械設備工事は11月の21日までに完成できます。そして、建築主体・電気設備工事については10月の末までに完成できるということでありましたものですから、この専決をさせていただいたということでもあります。

議長（水野仁士君） ただいまの答弁でよろしいですか。

10番（大森憲平君） はい。

議長（水野仁士君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

推薦第2号

議長（水野仁士君） 次に、推薦第2号 朝日町農業委員会の委員推薦の件を議題といたします。

本件は、議会選出の朝日町農業委員会の委員が本年8月28日をもって辞任されたことに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦にかかる委員の推薦を求められている案件であります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時34分）

〔休憩中〕

（午前10時34分）

議長（水野仁士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

朝日町農業委員会の議会推薦の委員1名については、議長において指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、農業委員会の委員1名については議長において指名推選することに決しました。

朝日町農業委員会の委員に、大井光男君を指名いたしたいと思います。

ただいま指名いたしました大井光男君が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、大井光男君の退席を求めます。

〔大井光男議員が退席〕

議長（水野仁士君） 本案件については、議案の性質上、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

朝日町農業委員会の委員推薦の件は、朝日町藤塚413番地 大井光男君 昭和27年11月9日生まれを推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、朝日町農業委員会の委員に、大井光男君を推薦することに決定いたしました。

〔大井光男議員が着席〕

議員提出議案第7号

議長（水野仁士君） 次に、議員提出議案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提案理由説明

議長（水野仁士君） これより、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第7号について、長崎智子君。

〔8番 長崎智子君 登壇〕

8番（長崎智子君） ただいま議長の指名によりまして、私のほうから、議員提出議案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提案者は私、長崎智子であり、賛成者は西岡良則議員であります。

お手元の決議案の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情で伝える、独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など、聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であります。

国連総会において平成18年12月に採択、平成20年に発効され、我が国においても平成26年2月19日に発効となった「障害者の権利に関する条約」の第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されており、手話が言語として国際的に認知されたところでもあります。

また、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところでもあります。

さらに、同法の第22条には国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使え、社会環境の整備、そして、手話を言語として普及・研究できる環境整備を国として実現する必要があると考えます。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内

閣官房長官であります。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

質 疑

議長（水野仁士君） これより、議員提出議案第7号について質疑を行います。

順次、発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（水野仁士君） これより、議員提出議案第7号に対する討論を行います。

順次、発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（水野仁士君） これより、議員提出議案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について採決をいたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第7号 「手話言語法」制定を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（水野仁士君） 全員起立であります。

よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（水野仁士君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会、並行在来線等対策特別委員会、災害対策等特別委員会から、朝日町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査事件の申し出一覧表のとおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

議長（水野仁士君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水野仁士君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査事件の申し出一覧

委員会名	件名
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会の運営に関することについて 2 議会の会議規則、委員会条例等に関することについて 3 議長の諮問に関することについて
総務産業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 行財政改革の推進について 2 定住対策について 3 都市計画事業の促進について 4 農林水産業の振興対策について 5 商工業の振興について 6 観光事業の推進について 7 企業誘致について 8 下水道事業について 9 災害対策について 10 消防行政の推進について
民生教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進施策の推進について 2 高齢者・障害者等の福祉対策について 3 少子高齢化対策について 4 環境・廃棄物対策について 5 医療対策の推進について 6 病院事業に関することについて 7 学校教育の充実について 8 生涯学習・スポーツの推進について 9 陳情で再付託を受けたもの
日本海関東首都圏 連絡道路構想対策 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本海関東首都圏連絡道路構想等の実現について
並行在来線等対策 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 並行在来線等について
災害対策等 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の復旧・復興、並びに防災等について

町長挨拶

議長（水野仁士君） 次に、町長から挨拶があります。

笹原町長。

町長（笹原靖直君） 今ほどは、町が提案いたしました議案について、全てにおいて議決を賜り、本当にありがとうございました。

今回は初の議員の皆様方もおいでになったわけですが、議長を除く全ての方が質問されたということ、これは本当に町の活性化においても喜ばしいことだと思っております。

委員会等でいろんなご提言やいろんな意見が出たこともしっかり踏まえながら、今この朝日町の置かれている立場というものは、決してちゅうちょしている暇はないというふうに認識しております。

皆様方の提案があったこと、提言を受けたことを職員と一丸となって取り組ませていただきたいと思っております。

あわせながら、きょうの新聞等でご存じかと思いますが、昨日、県生協、コープの2団体と朝日町は県内初の災害協定を締結させていただきました。町の防災体制において非常に心強く、また頼もしく思っている次第であります。

実はこのかげには、加藤議員が会長を務めますあさひふるさと体験推進協議会の方々が、東日本大震災の後、福島の子どもたちを、3年ですか、受け入れた経緯があります。そういった経緯の中で、生協の方々が、朝日町の信頼関係があるものですから、富山市や滑川市をさておいて、そういう友好関係のあるこの朝日町を第1号として、昨日、協定を結ばせていただいた経緯があります。

こういった、やはり民間及び朝日町民の方々の日ごろの努力、現場で汗をかくということが朝日町にとって大きなプラスになったことと、改めてふるさと体験推進協議会の皆様方には、この場をかりて感謝を申し上げます。

重ねながら、今朝日町における課題に関して、議会はきょうで終わるわけですが、私は決してきょうで議会が終わったからという気持ちは全くありません。きょうから、もう既に今からも、また議員の皆様方と一緒にスクラムを組みながら、職員と一丸となってこの朝日町のために身を粉にして働きたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

一言、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（水野仁士君） 以上をもって、平成26年第5回朝日町議会定例会に付議されました諸案件の審査は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、今議会に提案されました認定第1号 平成25年度朝日町一般会計歳入歳出決算を初め、町政各般にわたる重要課題につきまして、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、本日までの議事運営に当たり、議員各位並びに町長以下の執行部各位のご協力に対し、重ねて御礼を申し上げます。

これをもって、平成26年第5回朝日町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時46分）